

## みどりの学術賞選考委員会について

平成19年1月5日  
内閣府大臣官房長決定

### (選考委員会の任務)

- 1 選考委員会はみどりの学術賞の被表彰候補者の選考について審議し、その結果を内閣総理大臣へ報告する。

### (構成等)

- 2 選考委員会は、「みどり」に関する学術に深い見識を有する有識者で構成する。
- 3 選考委員会委員は内閣府大臣官房長が委嘱する。内閣府大臣官房長は委嘱された委員の中から委員長を指名する。選考委員会委員の委嘱期間は1年とし、再委嘱を認める。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代理する。
- 5 委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

### (その他)

- 6 選考委員会の選考過程の内容については、非公開とする。
- 7 選考委員会委員は、選考過程で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。退任後といえども同様とする。
- 8 選考委員会の庶務に関する事務は、内閣府大臣官房総務課みどりの学術賞及び式典担当室において行う。